

記載要領等	相続税の更正の請求書
-------	------------

- 1 税務署整理欄には、記入しないでください。
- 2 「住所又は所在地（納税地）」欄には、提出者が個人の場合は住所を、法人等の場合は所在地を記入してください。
- 3 「氏名又は名称」欄には、提出者が個人の場合はその氏名を、法人等の場合はその名称を記入してください。

なお、法人等の場合は、「代表者等氏名」欄に法人等の代表者等の氏名も併せて記入してください。

- 4 「個人番号又は法人番号」欄には、提出者が個人の場合は個人番号（12桁）を、法人等の場合は法人番号（13桁）を記入してください。

なお、この請求書の控えを保管する場合においては、その控えには個人番号を記載しない（複写により控えを作成し保管する場合は、個人番号部分が複写されない措置を講ずる）など、個人番号の取扱いには十分ご注意ください。

- 5 「1. 更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日」欄は、例えば、次のように記入してください。

【記載例】

1. 更正の請求の対象となった申告又は通知の区分及び申告書提出年月日又は更正の請求のできる事由の生じたことを知った日															
元号			年	申告又は通知の区分	E04	・相続税申告書 ・相続税決定通知書	申告等年月日	元号					年	月	日
L01	令和		年分					N01	令和						

- 6 「4. 更正の請求をする理由」の欄には、請求理由を、例えば、次のように記入してください。
（例）相続税の課税価格のうち、〇〇市〇〇町〇番地所在の家屋について〇〇, 〇〇〇円の評価誤りがあった。
- 7 「5. 更正の請求をするに至った事情の詳細、その他参考となるべき事項」欄には、請求をするに至った事情を詳細に記入するほか、参考となるべき事項についても記入してください。
- 8 「6. 還付を受けようとする銀行等」欄には、振込みを希望する預貯金口座等を次により記入してください。

預貯金口座への振込みを利用されますと、指定された金融機関の預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）に還付金が直接振り込まれ、大変便利です。是非ご利用ください。

- (1) 銀行等の預金口座に振込みを希望する場合

「6. 還付を受けようとする銀行等」の「ゆうちょ銀行以外」欄に銀行等の名称、預金種類及び口座番号等を記入してください。

- (2) 郵便局等の窓口で受取りを希望する場合

「6. 還付を受けようとする銀行等」の「ゆうちょ銀行」の「窓口受取を希望する場合」欄に、ご自身が受取りに行かれる郵便局名を記入してください。

- (3) ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望する場合

「6. 還付を受けようとする銀行等」の「ゆうちょ銀行」の「口座振り込みを希望する場合」欄に貯金総合通帳の記号番号を記入してください。

（注）この請求書には、取引の記録等に基づいて請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付する必要があります。